

【令和7年度春休み】レスパイト事業

受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月10日(火)

利用期間 令和8年3月4日(水)～令和8年4月8日(水)のうち、5日以内

申請場所 刈谷市役所 福祉総務課

持ち物 刈谷市地域生活支援事業受給者証(お持ちの方のみ)

備考

- ・送迎サービス及び入浴サービスはありません。

- ・面接や事前実習が必要になる場合があります。

- ・身体障害者デイサービスセンターたんぽぽでは医療的ケアが必要な人も利用できます(医師の指示書が必要)。

- ・他の利用者と日にちが重なった場合、希望に沿うことができない場合もあります。

		身体障害者デイサービスセンターたんぽぽ	くすのき園	刈谷市つくし作業所	
所在 地		野田町西田78番地2	下重原町3丁目32番地	井ヶ谷町石根1番地51	
連絡 先		62-8557	28-5441	36-2831	
対象者	市内在住の特別支援学校の中学部・高等部に在籍する者	身体障害児・者	知的障害児・者		
	市内中学校の特別支援学級に在籍する者	身体障害児	知的障害児		
	市内在住の特別支援学校小学部第4～6学年または小学校の特別支援学級4～6年生	重症心身障害児または重度重複障害児	—		
対象者(注意事項)		※常時車イスが必要な人及び自立歩行可能な人も、一部受け入れています。 ※医療行為が必要となる人は応相談。	※知的障害と身体障害の重複障害者で、自立歩行可能な人も、一部受け入れています。 ※介助があれば歩行可能となる人は応相談。		
利 用 時 間		午前9時30分～午後3時30分	午前10時～午後3時40分	午前10時～午後3時30分	
除 外 日		3月4日(水)～3月6日(金)、 3月10日(火)～3月13日(金)、 3月17日(火)～3月20日(金)、 3月23日(月)～3月27日(金)、 3月31日(火)～4月8日(水)、 土曜日、日曜日	3月4日(水)～3月6日(金)、 3月20日(金)、 3月31日(火)～4月6日(月)、 土曜日、日曜日	土曜日、日曜日	
利 用 定 員		1名	1名または2名(日によって変動)	2名	
		※障害の程度によって変動があります			
費 用		利用料:1日537円、その他給食費及び創作活動などの実費			